

津市訓令第 4 4 号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程及び津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

津市支所及び出張所処務規程及び津市事務専決規程の一部を改正する訓令

(津市支所及び出張所処務規程の一部改正)

第 1 条 津市支所及び出張所処務規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 久居総合支所の表福祉課の部高齢・障がい担当の項中第 1 4 号を削り、第 1 5 号を第 1 4 号とする。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部福祉担当の項中第 3 0 号を削り、第 3 1 号を 3 0 号とする。

別表第 6 久居総合支所の表福祉課の項中

「	20	自立支援給付に関する報告等に関すること。	○			
	21	障害福祉サービス受給者証、身体障害者受給者証及び知的障害者受給者証の交付に関すること。	○			
	22	障害福祉サービスの支給量の変更に関すること。	○			
	23	介護給付費等の支給の申請の受付及び調査指導等に関すること。	○			
	24	自立支援医療費の支給の申請の受付及び調査指導等に関すること。	○			
	25	補装具の交付又は修理及び補装具の購入又は修理に要する費用の支給に関すること。	○			
	26	補装具の交付又は修理の委託に関	○			

を「		すること。					
	27	日常生活用具の給付又は貸与の委託に関すること。	○				
	28	障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の利用のあっせん、調整又は要請に関すること。	○				
	29	施設支給決定身体障害者又は施設支給決定知的障害者の障害程度区分の変更の決定に関すること。	○				
	30	更生訓練費又は物品の支給に関すること。	○				
	31	施設訓練等支援費等の支給に関する必要な事項の文書の提出等に関すること。	○				
							」
	20	自立支援給付（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費を除く。）に係る申請の受付及び調査指導等に関すること。	○				
	21	自立支援給付（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費を除く。）の支給決定の変更に関すること。	○				
	22	地域生活支援事業に係る申請の受付及び調査指導等に関すること。	○				
	23	地域生活支援事業に係る利用決定の変更に関すること。	○				
	24	障害福祉サービス受給者証等の交付に関すること。	○				
	25	障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者社会参加支援施設の利用のあっせん、調整又は要請に関すること。	○				
							」

に、「32 難病患者等日常生活用具給付事業」を「26 難病患者等日常生

活用具給付事業」に改め、

「	33	手話通訳者等の派遣に関するこ	○				
		と。					

を削り、「34 介護保険被保険者証」を「27 介護保険被保険者証」に、
「35 介護保険被保険者証」を「28 介護保険被保険者証」に、「36 介護保険資格者証」を「29 介護保険資格者証」に、「37 介護保険第1号被保険者」を「30 介護保険第1号被保険者」に、「38 介護保険第1号保険料」を「31 介護保険第1号保険料」に、「39 介護保険第1号保険料」を「32 介護保険第1号保険料」に、「40 介護保険第1号保険料」を「33 介護保険第1号保険料」に、「41 国民健康保険被保険者」を「34 国民健康保険被保険者」に、「42 国民健康保険被保険者証」を「35 国民健康保険被保険者証」に、「43 国民健康保険料」を「36 国民健康保険料」に、「44 国民健康保険料」を「37 国民健康保険料」に、「45 国民健康保険料」を「38 国民健康保険料」に、「46 国民健康保険料」を「39 国民健康保険料」に、「47 国民健康保険料」を「40 国民健康保険料」に、「48 福祉医療費」を「41 福祉医療費」に、「49 福祉医療費」を「42 福祉医療費」に、「50 老人保健医療受給者」を「43 老人保健医療受給者」に、「51 老人保健医療」を「44 老人保健医療」に、「52 老人保健医療費等」を「45 老人保健医療費等」に改める。

別表第6河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の項中

「	33	自立支援給付に関する報告等に関すること。	○				
	34	障害福祉サービス受給者証、身体障害者受給者証及び知的障害者受給者証の交付に関すること。	○				
	35	障害福祉サービスの支給量の変更に関すること。	○				
	36	介護給付費等の支給の申請の受付及び調査指導等に関すること。	○				
	37	自立支援医療費の支給の申請の受付及び調査指導等に関すること。	○				
	38	補装具の交付又は修理及び補装具	○				

を「

	の購入又は修理に要する費用の支給に関すること。					
39	補装具の交付又は修理の委託に関すること。	○				
40	日常生活用具の給付又は貸与の委託に関すること。	○				
41	障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の利用のあっせん、調整又は要請に関すること。	○				
42	施設支給決定身体障害者又は施設支給決定知的障害者の障害程度区分の変更の決定に関すること。	○				
43	更生訓練費又は物品の支給に関すること。	○				
44	施設訓練等支援費等の支給に関する必要な事項の文書の提出等に関すること。	○				
						」
33	自立支援給付（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費を除く。）に係る申請の受付及び調査指導等に関すること。	○				
34	自立支援給付（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費を除く。）の支給決定の変更に関すること。	○				
35	地域生活支援事業に係る申請の受付及び調査指導等に関すること。	○				
36	地域生活支援事業に係る利用決定の変更に関すること。	○				
37	障害福祉サービス受給者証等の交付に関すること。	○				
38	障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者社会参加支援施設	○				

	の利用のあつせん、調整又は要請に 関すること。					
--	----------------------------	--	--	--	--	--

に、「45 難病患者等日常生活用具給付事業」を「39 難病患者等日常生活用具給付事業」に改め、

「	46 手話通訳者等の派遣に関するこ と。		○			
---	-------------------------	--	---	--	--	--

を削り、「47 介護保険被保険者証」を「40 介護保険被保険者証」に、
「48 介護保険被保険者証」を「41 介護保険被保険者証」に、「49 介護保険資格者証」を「42 介護保険資格者証」に、「50 介護保険第1号被保険者」を「43 介護保険第1号被保険者」に、「51 介護保険第1号保険料」を「44 介護保険第1号保険料」に、「52 介護保険第1号保険料」を「45 介護保険第1号保険料」に、「53 介護保険第1号保険料」を「46 介護保険第1号保険料」に、「54 国民健康保険被保険者」を「47 国民健康保険被保険者」に、「55 国民健康保険被保険者証」を「48 国民健康保険被保険者証」に、「56 国民健康保険料」を「49 国民健康保険料」に、「57 国民健康保険料」を「50 国民健康保険料」に、「58 国民健康保険料」を「51 国民健康保険料」に、「59 国民健康保険料」を「52 国民健康保険料」に、「60 国民健康保険料」を「53 国民健康保険料」に、「61 福祉医療費」を「54 福祉医療費」に、「62 福祉医療費」を「55 福祉医療費」に、「63 老人保健医療受給者」を「56 老人保健医療受給者」に、「64 老人保健医療」を「57 老人保健医療」に、「65 老人保健医療費等」を「58 老人保健医療費等」に改める。

(津市事務専決規程の一部改正)

第2条 津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 個別専決事項の表健康福祉部の表高齢・障がい福祉課の項中

「	21 介護給付費等の支給の要否の決定又は支給決定の取消しに関する こと。			○	
	22 障害福祉サービス受給者証、身体障害者受給者証及び知的障害者受給者証の交付に関する こと。		○		
	23 介護給付費等の支給決定の変更に 関すること。		○		

24	介護給付費等の支給に関するこ と。			○	
25	介護給付費等の支払に関するこ と。			○	
26	自立支援医療費の支給に関するこ と。			○	
27	補装具の交付又は修理及び補装具 の購入又は修理に要する費用の支給 に関する事。	○			
28	補装具の交付又は修理の委託に関 する事。	○			
29	日常生活用具の給付又は貸与の委 託に関する事。	○			
30	障害福祉サービス事業その他の事 業又は身体障害者更生援護施設及び 知的障害者更生援護施設の利用のあ っせん、調整又は要請に関するこ と。	○			
31	施設訓練等支援費の支給に関する 事。			○	
32	施設訓練等支援費の支給の要否の 決定に関する事。			○	
33	施設訓練等支援費の支払に関する 事。			○	
34	施設支給決定身体障害者又は施設 支給決定知的障害者の障害程度区分 の変更の決定に関する事。	○			
35	施設支給決定の取消しに関するこ と。			○	
36	更生訓練費又は物品の支給に関す る事。	○			
37	施設訓練等支援費等の支給に関す る必要な事項の文書の提出等に関す る事。	○			
38	身体障害者更生施設等への入所の			○	

童扶養手当」に、「45 障害児福祉手当」を「36 障害児福祉手当」に、「46 障害児福祉手当」を「37 障害児福祉手当」に、「47 重度心身障害者等介護手当」を「38 重度心身障害者等介護手当」に、「48 重度心身障害者等介護手当」を「39 重度心身障害者等介護手当」に、「49 難病患者等ホームヘルプサービス事業」を「40 難病患者等ホームヘルプサービス事業」に、「50 難病患者等短期入所事業」を「41 難病患者等短期入所事業」に、「51 難病患者等日常生活用具給付事業」を「42 難病患者等日常生活用具給付事業」に改め、

「	52 次脳機能障害者生活支援事業に係る申請及び訓練費用の支払に関するこ				○			」
---	-------------------------------------	--	--	--	---	--	--	---

を削り、「53 障害者小規模作業所」を「43 障害者小規模作業所」に改め、

「	54 手話通訳者等の派遣に関するこ		○					」
---	-------------------	--	---	--	--	--	--	---

を削り、「55 知的障害者生活ホーム入居委託事業」を「44 知的障害者生活ホーム入居委託事業」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

津市訓令第 4 5 号

庁中一般
出先機関

津市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

津市職員服務規程の一部を改正する訓令

津市職員服務規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（酒酔い運転等に係る報告義務）

第 1 4 条の 2 道路交法第 6 5 条第 1 項の規定に違反し、酒酔い運転又は酒気帯び運転により、検挙等されたときは、当該職員は、その内容を直ちに酒酔い運転等報告書（第 9 号様式の 2）により市長に報告しなければならない。

第 1 5 条中「前条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項」に改め、「起こした職員」の次に「及び前条の酒酔い運転又は酒気帯び運転により、検挙等された職員」を加える。

第 9 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 9 号様式の 2（第 1 4 条の 2 関係）

酒酔い運転等報告書

飲 酒 運 転 の 区 分	酒酔い運転 ・ 酒気帯び運転
酒酔い運転又は酒気帯び運転 により検挙等された日時	年 月 日 午 ^前 _後 時 分
酒酔い運転又は酒気帯び運転 により検挙等された場所	
身 体 の 保 有 に 係 る ア ル コ ー ル の 程 度	☐ 呼気 0. 2 5 mg/ℓ 以上 ☐ 呼気 0. 1 5 mg/ℓ 以上 0. 2 5 mg/ℓ 未満
酒酔い運転又は酒気帯び運転をし、検挙等された状況	

上記のとおり 酒酔い運転
酒気帯び運転 をし、検挙等されましたので報告します。

年 月 日

所 属
職 名
氏 名

附 則

この訓令は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

津市告示第435号

下記の者に対する平成18年度固定資産税・都市計画税第2期督促状は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第436号

下記の者に対する平成18年度固定資産税・都市計画税第2期督促状は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 4 3 7 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 2 年一志町告示第 1 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

野田 1 自治会

三重県津市一志町高野 5 0 番地 2

代表者 山 際 利 己

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	会の区域は、一志郡一志町大字高野字野田のうち町道 1 1 6 号線以北、6 0 番地 1 から 1 0 3 番地 2 及び、2 6 0 5 番地 1 から 2 6 0 5 番地 1 5、2 6 0 8 番地 1、2 6 0 8 番地 2、字千部 3 4 番地 1 から 5 9 番地 1 0 までの区域とする。
変更後	会の区域は、津市一志町高野字野田のうち市道 1 1 6 号線以北、6 0 番地 1 から 1 0 3 番地 2 及び、2 6 0 5 番地 1 から 2 6 0 5 番地 1 5、2 6 0 8 番地 1、2 6 0 8 番地 2、字千部 3 4 番地 1 から 5 9 番地 1 0 までの区域とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡一志町大字高野 5 0 番地 2
変更後	三重県津市一志町高野 5 0 番地 2

(3) 代表者の住所

変更前	三重県一志郡一志町大字高野 3 6 番地 1 8
変更後	三重県津市一志町高野 3 6 番地 1 8

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の区域、事務所の所在地及び代表者の住所が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

津市告示第438号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成18年9月29日市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成18年9月29日

津市長 松 田 直 久

1 平成18年9月29日議決を経た予算

平成18年度津市一般会計補正予算（第2号）

平成18年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度津市一般会計補正予算（第3号）

平成18年度津市一般会計補正予算（第2号）

平成18年度津市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,751,353千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,841,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		千円 36,747,454	千円 100,000	千円 36,847,454
	4市 た ば こ 税	1,484,405	100,000	1,584,405
13 分担金及び負担金		1,838,788	895	1,839,683
	1分 担 金	70,282	895	71,177
15 国 庫 支 出 金		7,297,885	△493,640	6,804,245
	1国 庫 負 担 金	5,577,098	△437,351	5,139,747
	2国 庫 補 助 金	1,693,665	△59,239	1,634,426
	3委 託 金	27,122	2,950	30,072
16 県 支 出 金		3,191,052	386,315	3,577,367
	1県 負 担 金	1,540,480	353,031	1,893,511
	2県 補 助 金	1,203,453	33,284	1,236,737
20 繰 越 金		100,000	3,753,450	3,853,450
	1繰 越 金	100,000	3,753,450	3,853,450
21 諸 収 入		1,385,206	2,633	1,387,839
	4受 託 事 業 収 入	14,474	1,114	15,588
	5雑 入	636,624	1,519	638,143
22 市 債		4,836,200	1,700	4,837,900
	1市 債	4,836,200	1,700	4,837,900
歳 入 合 計		89,089,977	3,751,353	92,841,330

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 565,324	千円 1,500	千円 566,824
	1 議 会 費	565,324	1,500	566,824
2 総 務 費		11,929,546	2,776,823	14,706,369
	1 総 務 管 理 費	9,858,372	2,676,823	12,535,195
	2 徴 税 費	1,284,643	100,000	1,384,643
3 民 生 費		23,886,528	710,126	24,596,654
	1 社 会 福 祉 費	11,907,627	187,966	12,095,593
	2 児 童 福 祉 費	8,649,706	522,160	9,171,866
6 農 林 水 産 業 費		2,924,617	27,799	2,952,416
	1 農 業 費	2,568,828	20,599	2,589,427
	2 林 業 費	243,608	7,200	250,808
7 商 工 費		1,301,579	77,333	1,378,912
	1 商 工 費	1,301,579	77,333	1,378,912
8 土 木 費		13,066,606	82,633	13,149,239
	1 土 木 管 理 費	530,459	110	530,569
	2 道 路 橋 り ょ う 費	2,787,536	52,523	2,840,059
	6 住 宅 費	428,713	30,000	458,713
10 教 育 費		10,128,883	75,139	10,204,022
	1 教 育 総 務 費	1,313,404	2,950	1,316,354
	2 小 学 校 費	3,013,209	43,600	3,056,809
	4 幼 稚 園 費	1,713,345	8,300	1,721,645
	5 社 会 教 育 費	1,796,422	4,489	1,800,911
	6 保 健 体 育 費	583,129	800	583,929
	7 短 期 大 学 費	558,044	15,000	573,044
歳 出 合 計		89,089,977	3,751,353	92,841,330

第2表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
	千円	千円
農業生産基盤整備事業	112,300	114,000

平成18年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,020,355千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,616,566千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 共同事業交付金		千円 284,396	千円 1,020,355	千円 1,304,751
	1 共同事業交付金	284,396	1,020,355	1,304,751
歳入合計		22,596,211	1,020,355	23,616,566

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 共同事業拠出金		千円 568,887	千円 1,020,355	千円 1,589,242
	1 共同事業拠出金	568,887	1,020,355	1,589,242
歳出合計		22,596,211	1,020,355	23,616,566

平成18年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度津市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
川上簡易水道水源水量調査事業	平成19年度	千円 2,850

平成18年度津市一般会計補正予算（第3号）

平成18年度津市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,856,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 8,483,058	千円 15,000	千円 8,498,058
	2 基金繰入金	8,482,558	15,000	8,497,558
歳入合計		92,841,330	15,000	92,856,330

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		千円 13,149,239	千円 15,000	千円 13,164,239
	2 道路橋りょう費	2,840,059	15,000	2,855,059
歳出合計		92,841,330	15,000	92,856,330

津市告示第 4 3 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅東公共自転車等駐車場及びセンターパレス
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 9 月 2 9 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 4 0 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

指定した業者

業 者 名	所 在 地	指 定 期 間
有限会社鈴木設備	津市八幡町津 1 8 7 番地	平成 1 8 年 8 月 1 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
大久保設備	松阪市光町 3 6 番地 1 1	平成 1 8 年 8 月 1 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
中部企業株式会社	津市安濃町草生 1 9 2 番地	平成 1 8 年 8 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 4 4 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 3 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 4 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 4 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 4 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 5 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第444号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年10月6日

津市長 松 田 直 久

- 1 名称
地縁団体 森垣内
- 2 規約に定める目的
本会は、良好な地域社会の維持、形成に資することを目的とし、以下に掲げる地域的な共同活動を行う。
 - （1）区域内住民相互の連絡
 - （2）美化・清掃等区域内の環境の整備
 - （3）集会施設・墓地施設等の維持管理
 - （4）森垣内所有資産の維持管理
- 3 区域
本会の区域は、津市森町57番地から667番地10までとする。
- 4 事務所
三重県津市森町117番地
- 5 代表者の氏名及び住所
牛 場 廣 志
津市森町117番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行者の停止の有無ならびに職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定により解散する。
総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 9 認可年月日
平成18年10月6日

津市告示第 4 4 5 号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成 1 8 年 1 0 月 6 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 9 2 6 8 7 3	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 1 日
2 1 0 1 6 0 3	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 5 日
0 4 6 0 4 3 6	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 8 日
0 3 1 7 0 4 0	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 1 0 日
0 3 6 6 3 5 1	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 2 6 日
0 5 6 9 2 7 7	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 2 7 日
2 1 5 3 5 4 7	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 2 7 日

国民健康保険高齢者受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2 1 0 1 6 0 3	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 5 日

津市告示第446号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により公示する。

平成18年10月10日

津市長 松 田 直 久

1 消除した住民票

(1)

(2)

(3)

2 消除した年月日

平成18年10月10日

津市告示第 4 4 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 1 0 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 4 8 号

三重県屋外広告物条例（昭和 4 1 年条例第 4 5 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

はり札等 4 3 枚

立看板等 2 5 枚

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所

高茶屋小森町地内他（国道 2 3 号周辺及び主要幹線道路）

3 広告物又は掲出物件を除去した日

平成 1 8 年 9 月 5 日から 2 5 日まで

4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項

返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町 1 1 8 5 番地 1 津市相川建設作業事務所

電話番号 0 5 9 - 2 3 5 - 5 6 5 5

津市告示第 4 4 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 1 1 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 5 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第451号

下記の者の平成18年度市民税・県民税納税通知書兼領収書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成18年10月13日

津市長 松田直久

記

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備 考

津市告示第 4 5 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、久居駅（放置禁止区域）及び結城町地内
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 1 3 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 5 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅（放置禁止区域）及びアスト公
共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 5 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）及び津新町駅南第
三公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 0 月 1 7 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市公告第 1 2 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 1 8 年 9 月 2 2 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一身田平野字平野 5 1 3 ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市栗真中山町 1 9 0
株式会社トップハウス
代表取締役 浪岡 昭

津市公告第 1 3 0 号

津市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			面 積	用 途 区 分	
大 字	字	地 番		変更前	変更後
高野尾町	寺谷	5 9 4 8 番	3 4 6 m ² うち 200 m ²	農地	農業用施設用地
芸濃町椋本	川原	6 5 9 2 番	3 , 8 7 4 m ² うち 61.75 m ²	農地	農業用施設用地
芸濃町椋本	百々	7 0 3 5 番	7 6 2 m ² うち 673.84 m ²	農地	農業用施設用地
芸濃町椋本	塚田	7 0 8 3 番	1 , 3 8 0 m ² うち 615.75 m ²	農地	農業用施設用地
美里町高座原	北子	1 9 5 6 番	3 5 3 m ² うち 8 8 m ²	農地	農業用施設用地
美里町高座原	中瀧	2 0 6 7 番	4 8 2 m ² うち 284 m ²	農地	農業用施設用地
美里町穴倉	百川	3 0 0 9 番	5 6 9 m ²	農地	農業用施設用地
一志町高野	小牧	2 2 5 0 番 1	1 , 3 9 5 m ²	農地	農業用施設用地
一志町高野	小牧	2 2 5 1 番	1 , 4 8 3 m ²	農地	農業用施設用地
白山町佐田	中縄手	3 2 9 8 番	1 , 5 3 8 m ² うち 1 8 8 m ²	農地	農業用施設用地

津市公告第 1 3 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 8 年 1 0 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 8 年 9 月 2 9 日

2 抑留期間 平成 1 8 年 1 0 月 4 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	河芸町	ラブラ ドル	黒	オス	大	不明	

3 公示期間 平成 1 8 年 1 0 月 2 日から平成 1 8 年 1 0 月 4 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 3 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 8 年 1 0 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 8 年 1 0 月 2 日

2 抑留期間 平成 1 8 年 1 0 月 5 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	芸濃町	柴系	茶	メス	中	不明	赤い首輪 鎖付
2	住吉町	ビーグル	茶白	オス	中	不明	

3 公示期間 平成 1 8 年 1 0 月 4 日から平成 1 8 年 1 0 月 5 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第133号

三重短期大学生活科学科助手を次のとおり募集します。

平成18年10月4日

津市長 松田直久

1 採用職名

助手

2 担当科目

給食管理実習、調理学実習、臨床栄養学実習、郊外実習指導、栄養教育論実習などの栄養士養成課程の実習科目等

3 採用人員

1人

4 応募資格

次の各号のいずれもの条件を満たす者

- (1) 管理栄養士の資格を有する者
- (2) 修士以上の学位を有する者又は着任時までに取得予定の者
- (3) 着任時30歳以下の者

5 採用予定日

平成19年4月1日

6 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより支給する。

7 応募締切

平成18年12月1日(金) (午後5時までに必着のこと。)

8 面接日

平成19年1月13日(土) (面接予定者には平成18年12月21日(木)又は22日(金)に連絡する。)

10 提出書類

- (1) 応募書類一覧表
- (2) 履歴書(写真をはり付けし、連絡先を明記すること。)
- (3) 教育研究業績一覧表(様式は本学ホームページを参照のこと。)
- (4) 教育研究業績の概要(1,000字程度)
- (5) 主な著書、論文等の別刷り、又はその写し
- (6) 教育・研究に関する抱負(1,000字程度)
- (7) 管理栄養士登録証の写し

*推薦状がある場合は添付すること。

*面接を受ける者は、面接時に最終学歴を証明する書類及び健康診断書を提出すること。

*上記（３）の記入様式は、大学ホームページ<http://www.tsu-cc.ac.jp>を参照すること。

11 選考方法

本学教授会において、審議の上決定する。

12 その他

採用後は津市又はその周辺等に居住できること。

書類提出先 〒514-0112

三重県津市一身田中野157番地

三重短期大学学長宛

（封筒の表に、「生活科学科助手応募書類在中」と朱書きすること。）

問い合わせ先 三重短期大学事務局大学総務担当

電話 059-232-2341 F A X 059-232-9647

E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

（ただし、問い合わせは原則としてF A X又はE-mailで行うこと）

津市公告第 1 3 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 1 0 月 5 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 1 8 年 1 0 月 2 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市野田字高栗 1 1 5 1、1 1 5 2－2 の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市久居北口町 2 3－6 サン・コーポラス北口 1 棟 1 0 4

伊東 正典

津市公告第 1 3 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 1 0 月 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 1 8 年 1 0 月 2 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市大里睦合町字東豊久野 2 5 8 0 - 7
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市一身田平野 6 2 2 - 3 1
寺本 衛

津市公告第 1 3 6 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 8 年 1 0 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 8 年 1 0 月 5 日

2 抑留期間 平成 1 8 年 1 0 月 1 1 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	美杉町	雑種	黒白	メス	中	不明	布の首輪
2	美杉町	雑種	黒	オス	小	不明	子犬

3 公示期間 平成 1 8 年 1 0 月 6 日から平成 1 8 年 1 0 月 1 1 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 137 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

平成 18 年 10 月 10 日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備えて縦覧に供する。）

津市公告第 1 3 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 1 8 年 1 0 月 1 0 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市一身田上津部田字ソノ坪 1 5 0 3 - 2 ほか 6 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

松阪市末広町一丁目 2 4 6 - 4

稲葉不動産 稲葉 米

津市公告第 1 3 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 1 9 9 号）第 1 3 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

指定道路

- 1 幅員 5 . 0 メートル
- 2 延長 4 9 . 1 メートル
- 3 地名地番 津市藤方字若松 2 4 7 6 番 4 の一部

津市公告第 1 4 0 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 8 年 1 0 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 8 年 1 0 月 1 3 日

2 抑留期間 平成 1 8 年 1 0 月 1 8 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	河芸町 東千里	雑種	黒白	オス	中	不明	黒の首輪

3 公示期間 平成 1 8 年 1 0 月 1 7 日から平成 1 8 年 1 0 月 1 8 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 4 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 8 年 1 0 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日

2 抑留期間 平成 1 8 年 1 0 月 1 9 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白山町 川口	雑種	茶	メス	中	不明	赤い首輪
2	河芸町 一色	ラブラド ールレト リバー	黒	オス	大	不明	赤いハーネス

3 公示期間 平成 1 8 年 1 0 月 1 7 日から平成 1 8 年 1 0 月 1 9 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月5日

津市教育委員会委員長 佐々木 典夫

津市教育委員会規則第45号

津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

津市教育委員会会議規則（平成18年津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「（会議の公開等）」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

会議は、公開とする。ただし、次に掲げる事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

- (1) 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に関する事件
- (2) 議会の議案等に関する事件
- (3) 個人の権利利益を害するおそれのある事件
- (4) その他公開することが不適當であると認められる事件

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市教育委員会告示第12号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成18年10月4日

津市教育委員会

委員長 佐々木 典夫

- 1 招集の日時 平成18年10月5日（木）午後2時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件 津市教育委員会会議規則の一部の改正について

津市選挙管理委員会告示第 8 1 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条第 1 項において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 3 条第 1 項の規定により平成 1 8 年 9 月 1 日現在にて調製した三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧に関し、次のとおり定めたので漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条第 1 項において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 3 条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

- | | |
|-------------|--|
| 1 縦 覧 の 場 所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 縦覧に供する期間 | 平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日から 1 1 月 3 日まで
(毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで) |

津市選挙管理委員会告示第82号

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定により、
検察審査員候補者を選定するためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定め
たので、同法第10条第3項の規定により告示する。

平成18年10月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 くじの場所 津市選挙管理委員会事務局

2 くじの日時 平成18年11月8日 午前9時30分

津市選挙管理委員会告示第83号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成18年10月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 抹消者数

男	女	計
14人	10人	24人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成18年10月11日

津市選挙管理委員会告示第84号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次の者を在外選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成18年10月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 抹消者数

男	女	計
0人	1人	1人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成18年10月11日

津市消防本部訓令第 13 号

消防本部

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 9 月 29 日

津市消防長 野 田 重 門

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防署の組織に関する訓令（平成 18 年津市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 11 条第 2 項」を「第 10 条第 2 項」に改める。

別表第 1 津市久居消防署の項中「久居藤ヶ丘町」を「久居藤ヶ丘町」に改め、「久居射場町」の次に「、青葉台一丁目、青葉台二丁目」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市工業用水道事業給水条例施行規程をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

津市水道事業管理規程第 15 号

津市工業用水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市工業用水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 312 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水又は基本使用水量の変更の申込み)

第 2 条 条例第 4 条の規定による給水の申込み又は条例第 6 条第 1 項の規定において準用する条例第 4 条の規定による基本使用水量の変更の申込みは、工業用水給水（基本使用水量変更）申込書（第 1 号様式）により行うものとする。

(給水又は基本使用水量の変更の承認の通知)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項の規定による給水の承認の通知又は条例第 6 条第 1 項の規定において準用する条例第 5 条第 2 項の規定による基本使用水量の変更の承認の通知は、工業用水給水（基本使用水量変更）承認通知書（第 2 号様式）により行うものとする。

(氏名等の変更の届出)

第 4 条 条例第 7 条の規定による使用者の氏名若しくは名称、代表者の氏名又は住所若しくは所在地に変更があったときの届出は、氏名等変更届（第 3 号様式）により行うものとする。

(権利又は義務の譲渡)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定により権利又は義務の譲渡について承認を受けようとする者は、権利又は義務の譲渡承認申請書（第 4 号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、権利又は義務の譲渡承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認したときは、権利又は義務の譲渡承認通知書（第 5 号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により権利又は義務の譲渡について承認を受けた者及びその権利又は義務を譲り受けた者は、条例第 4 条の規定による給水の申込みをし、管理者の承認を受けなければならない。

(地位の承継の届出)

第 6 条 条例第 8 条第 2 項の規定による使用者の地位を承継した旨の届出は、使用者地位承継届（第 6 号様式）により行うものとする。

（受水施設工事の委託の申請）

第 7 条 条例第 11 条第 2 項の規定により受水施設の工事の設計及び施行を管理者に委託しようとする者は、受水施設工事設計施行委託申請書（第 7 号様式）を管理者に提出しなければならない。

（量水装置の移転）

第 8 条 量水装置の移転の請求をしようとする者は、量水装置移転工事施行請求書（第 8 号様式）を管理者に提出しなければならない。

（量水装置の機能検査）

第 9 条 条例第 14 条の規定による量水装置の機能検査の請求は、量水装置機能検査請求書（第 9 号様式）により行うものとする。

（工事費用の算出）

第 10 条 条例第 16 条第 2 項に規定する工事費用の算出は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事費 管理者の積算基準

(2) 事務費 工事設計金額の 6 パーセント以内（1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）

(3) 前 2 号に掲げる費用以外に必要な特別の費用 その実費

（給水の制限又は停止の場合の料金の減額）

第 11 条 条例第 18 条の規定により給水を制限し、又は停止した場合は、条例第 28 条の規定により、その給水の制限又は停止した期間に応じて管理者が決定した水量に 1 立方メートルにつき 63 円を乗じて得た額を基本料金から減ずることができる。

（給水の制限又は停止の通知）

第 12 条 条例第 18 条第 2 項の規定による給水の制限若しくは停止又は条例第 29 条の規定による給水の停止の通知は、工業用水給水制限（停止）通知書（第 10 号様式）により行うものとする。

（改善等の指示）

第 13 条 条例第 19 条第 2 項の規定による工業用水の適正使用に関する改善等の措置の指示は、改善等指示書（第 11 号様式）により行うものとする。

2 使用者は、改善等指示書により指示された事項に関し改善等を行ったときは、速やかに改善等結果報告書（第 12 号様式）を管理者に提出しなければならない。

（使用の開始の届出）

第 14 条 条例第 22 条の規定による工業用水の使用の開始の届出は、工業用水の使用を開始しようとする日の 10 日前までに、工業用水使用開始届（第 13 号様式）により行うものとする。

（使用の廃止の申請）

第 15 条 条例第 23 条第 1 項の規定による工業用水の使用の廃止の申請は、工業用水の使用を廃止しようとする日の 3 月前までに、工業用水使用廃止承認申請書（第 14 号様式）により行うものとする。

2 管理者は、工業用水使用廃止承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認したときは、工業用水使用廃止承認通知書（第 15 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（メーターの検針の定例日等）

第 16 条 条例第 24 条第 1 項に規定するメーターの検針の定例日は、毎月 10 日とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該定例日以外の日

にメーターを検針することができる。

2 条例第 24 条第 3 項の規定による超過使用水量の算定又は認定をしたときの通知は、超過使用水量算定（認定）通知書（第 16 号様式）により行うものとする。

（料金の納入期限）

第 17 条 条例第 27 条の管理者の定める納入期限は、メーターを検針した日の属する月の 28 日とする。ただし、当該納入期限の日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は当該休日でない日を納入期限とする。

（立入検査の身分証明書）

第 18 条 条例第 30 条第 2 項の身分を示す証明書は、身分証明書（第 17 号様式）とする。

（委任）

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行前に安濃町専用水道供給条例施行規則（昭和 49 年安濃町規則第 6 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第 1 号様式（第 2 条関係）

（表）

工業用水給水（基本使用水量変更）申込書

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申込者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

工業用水の給水を受けたい
基本使用水量の変更をしたいので、次のとおり申し込みます。

工 場	名 称				
	所 在 地				
給水開始予定年月日 又は変更予定年月日		年 月 日			
基 本 使 用 水 量		$\text{m}^3 / \text{月}$ ($\text{m}^3 / \text{月}$)			
用 途	ボイラー用	$\text{m}^3 / \text{日}$	原料用	$\text{m}^3 / \text{日}$	
	冷却用	$\text{m}^3 / \text{日}$	用	$\text{m}^3 / \text{日}$	
	洗浄用	$\text{m}^3 / \text{日}$	用	$\text{m}^3 / \text{日}$	
申 込（変 更）理 由					
貯 水 槽 設 置 の 有 無		設置する（容量 ） 設置しない（理由 ）			

備 考

- 基本使用水量の変更の申込みの場合は、基本使用水量の欄に変更後の水量を記入し、（ ）内に変更前の現に決定されている水量を記入すること。
- 基本使用水量の変更の申込みの場合は、裏面の業務概要の記載を省略することができます。

(裏)
業務概要

1 工事用水使用現況

主要製品名	区分	自家用水		買水		合計
		地表水	地下水	上水道	工業用水道	
	使用水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)					
	用水単価 ($\text{m}^3/\text{日}$)					

2 工業用水需要計画

区分		現年度	年度	年度	年度	年度
年間出荷額 (千円)						
従業員数 (人)						
工業面積 (m^2)						
需要量の 内訳	自家用 水 ($\text{m}^3/\text{日}$)					
	上水道 ($\text{m}^3/\text{日}$)					
	工業用水道 ($\text{m}^3/\text{日}$)					
	給水開始期 日					
合計 ($\text{m}^3/\text{日}$)						
伸率 (%)		100				

第 2 号様式（第 3 条関係）

工業用水給水（基本使用水量変更）承認通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市水道事業管理者（氏 名） 印

年 月 日付けで申込みのあった工業用水の給水
基本使用水量の変更
について、次のとおり承認したので通知します。

工 場	名 称	
	所 在 地	
基本使用水量		m³／月 (m³／月)
給水開始（変更）年月日		年 月 日
承認条件等		

備考

基本使用水量の変更の承認の場合は、基本使用水量の欄に変更後の基本使用水量を記入し、（ ）内に変更前の現に決定されている基本使用水量を記入してあります。

第 3 号様式（第 4 条関係）

氏名等変更届

年 月 日

（あて先） 津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

氏 名

名 称

代表者の氏名を変更したので、次のとおり届け出ます。

代表者の住所

所 在 地

変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
	変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由		

第 4 号様式（第 5 条関係）

権利又は義務の譲渡承認申請書

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

工業用水道の使用者の権利又は義務を譲渡したいので、次のとおり申請
します。

譲 渡 予 定 工 場	名 称	
	所在地	
譲 受 人	名 称	
	所在地	⑩
譲 渡 予 定 年 月 日	年 月 日	
譲渡の理由及び条件		
譲 渡 基 本 使 用 水 量	m ³ ／月 (m ³ ／月)	
そ の 他		

備考

譲渡前の基本使用水量を譲渡基本使用水量の欄の（ ）に記入すること。

第 5 号様式（第 5 条関係）

権利又は義務の譲渡承認通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市水道事業管理者 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました権利又は義務の譲渡について、次のとおり承認したので通知します。

譲 渡 予 定 工 場	名 称	
	所在地	
譲 受 人	名 称	
	所在地	
譲 渡 予 定 年 月 日	年 月 日	
譲 渡 の 理 由 及 び 条 件		
譲 渡 基 本 使 用 水 量	m³／月 (m³／月)	
承 認 条 件 等		

備考

譲渡基本使用水量の欄の（ ）には、譲渡前の基本使用水量を記入してあります。

第 6 号様式（第 6 条関係）

使用者地位承継届

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名
電 話

工業用水道の使用者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

承 継 し た 工 場		名 称	
		所在地	
承 継 年 月 日		年 月 日	
承 継 の 理 由			
承継した基本使用水量		m ³ ／月	
前 使 用 者	住 所 又 は 所 在 地		
	氏 名 又 は 名 称		
	代 表 者 氏 名		

備 考

承継の事実を証する書類（写しでも可）を添付すること。

第 7 号様式（第 7 条関係）

受水施設工事設計施行委託申請書

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

受水施設工事の設計及び施行を委託したいので、次のとおり申請します。

工 場	名 称	
	所 在 地	
受 水 施 設 工 事 場 所		
工 事 に つ い て の 希 望 事 項	受水施設の概要	
	完成希望年月日	年 月 日
	そ の 他	

備 考

- 1 受水施設設置予定地点の見取図を添付すること。
- 2 工事に要する費用は、申請者の負担とします。

第 8 号様式（第 8 条関係）

量水装置移転工事施行請求書

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

請求者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

次のとおり量水装置の移転工事の施行を請求します。

移転工事希望年月日		年 月 日
量水 装置	製 作 会 社 名	
	製 造 番 号	
	名 称 及 び 規 格	
移 転 理 由		
移転工事施行に対し ての要望事項		

備考

- 1 現在の設置場所及び移転場所の分かる見取図を添付すること。
- 2 工事に要する費用は、請求者の負担とします。

第 9 号様式（第 9 条関係）

量水装置機能検査請求書

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

請求者 氏 名

⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

次のとおり量水装置の機能検査を請求します。

設 置 場 所	
検 査 の 内 容	
請 求 理 由	

備考

設置場所の分かる見取図を添付すること。

第 1 0 号様式（第 1 2 条関係）

工業用水給水制限（停止）通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市水道事業管理者 （氏 名） 印

制限
停止
次のとおり給水をしますので通知します。

制限（停止）日時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午前 時 分まで 午後 午後
制限（停止）水量	m ³ ／時間
	m ³ ／日
制 限 率	%
制限（停止）理由	
そ の 他	

備考

制限・停止水量及び制限率は、小数点以下 2 位未満の端数を切り捨ててあります。

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

改善等指示書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市水道事業管理者 （氏 名） 印

工業用水の適正使用について、次のとおり指示します。

なお、改善等結果報告書を速やかに提出してください。

工 場	名 称	
	所在地	
指 示 内 容		
指 示 理 由		
改 善 等 期 限		年 月 日まで

第 1 2 号様式（第 1 3 条関係）

改善等結果報告書

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

報告者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

年 月 日付け（記号番号）で指示のありましたことにつ
いて、次のとおり改善等を行いましたので、報告します。

工 場	名 称	
	所 在 地	
改 善 内 容		
改善完了年月日		年 月 日

備考

改善等の内容が分かる図面、写真等を添付すること。

第 1 3 号様式（第 1 4 条関係）

工業用水使用開始届

年 月 日

（あて先） 津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

工業用水の使用を開始したいので、次のとおり届け出ます。

工 場	名 称	
	所 在 地	
使用開始年月日		年 月 日
基本使用水量		m ³ ／月

備考

工業用水の使用を開始しようとする日の 1 0 日前までに提出すること。

第 1 4 号様式（第 1 5 条関係）

工業用水使用廃止承認申請書

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

工業用水の使用を廃止したいので、次のとおり申請します。

廃止する工場	名 称	
	所在地	
廃止年月日		年 月 日
基本使用水量		m ³ ／月
廃止する理由		

備考

工業用水の使用を廃止しようとする日の3月前までに提出すること。

第 1 5 号様式（第 1 5 条関係）

工業用水使用廃止承認通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市水道事業管理者 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった工業用水の使用の廃止について、次のとおり承認したので通知します。

廃止する工場	名 称	
	所在地	
廃止年月日		年 月 日
基本使用水量		m ³ ／月
廃止条件等		

第 1 6 号様式（第 1 6 条関係）

超過使用水量算定（認定）通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市水道事業管理者 （氏 名） 印

次のとおり 年 月分の工業用水の超過使用水量を算定したの
認定
で通知します。

超 過 使 用 水 量		m ³ ／月
超過使用水量算出期間		年 月 日から 年 月 日まで
参 考	基 本 使 用 水 量（A）	m ³ ／月
	制 限（停止）水 量(B)	m ³ ／月
	使 用 水 量（A）－（B）	m ³ ／月
備 考		

第 17 号様式（第 18 条関係）

（表）

(番 号)	
身分証明書	
写 真	所 属 職 名 氏 名
	年 月 日生
上記の者は、津市工業用水道事業給水条例第 30 条第 1 項の規定により受水施設、量水装置等の検査をすることができる職員であることを証明する。	
年 月 日交付	津市水道事業管理者（氏 名） 

（裏）

注 意 事 項
1 本証は、工場等に立ち入り、受水施設、量水施設等を検査するときは、常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示すること。
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3 本証を損傷し、又は亡失したときは、直ちに届け出て、再交付を受けること。
4 本証は、退職その他の理由により不要になったときは、直ちに返還すること。

津市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

津市水道事業管理規程第 1 6 号

津市水道事業会計規程の一部を改正する規程

津市水道事業会計規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「水道事業」の次に「（工業用水道事業を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

津市水道局告示第 1 1 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 0 月 3 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社アーム産業	松阪市平成町 2 4 番地 1 2	平成 1 8 年 9 月 2 6 日
大創設備	津市あのかつ台三丁目 1 1 番地 5	平成 1 8 年 9 月 1 5 日

津市水道局告示第 1 2 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 3 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社 栄建	津市分部 2 3 8 番地 1	平成 1 8 年 1 0 月 5 日